

関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令案要旨

1. 関税暫定措置法施行令において、財務省令で定めることとされている飼料の規格を規定することとする。（関税暫定措置法施行規則第 11 条の新設）
2. この省令は、関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 110 号）の施行の日から施行することとする。（附則）